

はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

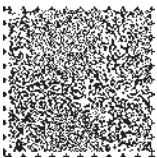
「とても大切なもの」、それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

私たちは、「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。

「人権」は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われたり、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長するような書き込みがされたりすることがあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、これまでに経験したことのない困難に直面する中で、感染者、医療従事者やその家族の方々などに対する偏見や差別といった、新たな人権問題も発生しています。障害があることを理由とする偏見や差別、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する差別、部落差別（同和問題）なども依然として存在しています。いずれも悲しく痛ましい人権問題です。どうしてこのようなことが起こるのでしょうか。どうすればこのようなことをなくせるでしょうか。

この冊子では、本年6月に公表された「令和3年版人権教育・啓発白書」に基づき、我が国でどのようなことが主な人権課題として取り上げられているのか等について説明しています。

この機会に、皆様にこの冊子をお読みいただき、様々な人権問題を、誰かのことではなく自分のこととして考え、「人権」についての理解を一層深めるきっかけにいただければ幸いです。



令和3年8月
法務省人権擁護局